

3. 概算コスト

【参考資料】給食共同調理場・給食センター概算工事費

1. 施設規模を想定するために事例より1,300食以下を0.8㎡/食、1,300食超2,000食未満を0.75㎡/食、2,000食以上を0.6㎡/食とし面積を算出する。
2. 各エリアにおいて、提供食数を50食単位で切り上げた調理能力を元に面積及び工事費の算定を行う。
3. 親子方式の整備実績（建物525,000円/㎡、厨房設備135,000円/㎡、計660,000円/㎡）に鉄骨造工場建築物における建設物価上昇率14%をかけた75万円/㎡にて概算工事費を算出する。※建築物価上昇率は建設物価指数月報2015年1月の数値となります。
4. センター方式併用のエリア⑧の施設についても小規模であるため、親子方式と同様の75万円/㎡にて概算工事費を算出する。
5. センター方式併用のエリア⑧の施設は本所を解体し、新センターを建築する計画である。新センターを建設中は分所を稼働し、給食の提供を行いながらの工事となるため、本所解体費と分所解体費に2,400円/㎡を加え、概算工事費を算出する。

親子方式(現計画)

エリア	提供食数	調理能力	親子方式	
エリア④	947	950	面積	950 × 0.8 = 760 ㎡
			工事費	760 × 750,000 = 570,000,000 円
エリア⑤	1,150	1,150	面積	1,150 × 0.8 = 920 ㎡
			工事費	920 × 750,000 = 690,000,000 円
エリア⑥	1,286	1,300	面積	1,300 × 0.8 = 1,040 ㎡
			工事費	1,040 × 750,000 = 780,000,000 円
エリア⑦	943	950	面積	950 × 0.8 = 760 ㎡
			工事費	760 × 750,000 = 570,000,000 円
エリア⑧	990	1,000	面積	1,000 × 0.8 = 800 ㎡
			工事費	800 × 750,000 = 600,000,000 円
エリア⑨	1,090	1,100	面積	1,100 × 0.8 = 880 ㎡
			工事費	880 × 750,000 = 660,000,000 円
エリア⑩	1,230	1,250	面積	1,250 × 0.8 = 1,000 ㎡
			工事費	1,000 × 750,000 = 750,000,000 円
エリア⑪	1,084	1,100	面積	1,100 × 0.8 = 880 ㎡
			工事費	880 × 750,000 = 660,000,000 円
エリア⑫	1,056	1,100	面積	1,100 × 0.8 = 880 ㎡
			工事費	880 × 750,000 = 660,000,000 円
			面積合計	7,920 ㎡
			工事費合計	5,940,000,000 円
			玉造本所解体費	22,000,000 円
			玉造分所解体費	28,500,000 円
			仮設・解体費合計	50,500,000 円
			新設・解体工事費合計	5,990,500,000 円

親子方式(センター方式併用)

エリア	提供食数	調理能力	親子方式(センター方式併用)	
エリア④	1,477	1,500	面積	1,500 × 0.75 = 1,125 ㎡
			工事費	1,125 × 750,000 = 843,750,000 円
エリア⑤	941	950	面積	950 × 0.8 = 760 ㎡
			工事費	760 × 750,000 = 570,000,000 円
エリア⑥	1,283	1,300	面積	1,300 × 0.8 = 1,040 ㎡
			工事費	1,040 × 750,000 = 780,000,000 円
エリア⑦	1,470	1,500	面積	1,500 × 0.75 = 1,125 ㎡
			工事費	1,125 × 750,000 = 843,750,000 円
エリア⑧	2,465	2,500	面積	2,500 × 0.6 = 1,500 ㎡
			工事費	1,500 × 750,000 = 1,125,000,000 円
エリア⑨	1,084	1,100	面積	1,100 × 0.8 = 880 ㎡
			工事費	880 × 750,000 = 660,000,000 円
エリア⑩	1,056	1,100	面積	1,100 × 0.8 = 880 ㎡
			工事費	880 × 750,000 = 660,000,000 円
			面積合計	7,310 ㎡
			工事費合計	5,482,500,000 円
			仮設ボイラー・キュービクル	15,000,000 円
			玉造本所解体費	25,500,000 円
			玉造分所解体費	33,000,000 円
			仮設・解体費合計	73,500,000 円
			新設・解体工事費合計	5,556,000,000 円

【参考資料】給食共同調理場・給食センター委託費・光熱水費・燃料費・その他(年間の運用コスト)

1. 施設規模を想定するために事例より1,300食以下を0.8㎡/食、1,300食超2,000食未満を0.75㎡/食、2,000食以上を0.6㎡/食とし面積を算出する。
2. 各エリアにおいて、提供食数を50食単位で切り上げた調理能力を元に面積及び費用の算定を行う。
3. 光熱水費、燃料費を20,500円/㎡にて算出する。
4. 委託費は親子方式を1食当たり33,000円、センター方式を1食当たり29,000円にて算出する。
5. その他の費用は親子方式を1食当たり3,000円、センター方式を1食当たり2,000円にて算出する。

親子方式(現計画)

エリア	提供食数	調理能力	親子方式	
エリア④	947	950	面積	950 × 0.8 = 760 ㎡
			光熱水燃料	760 × 20,500 = 15,580,000 円
			委託費	950 × 33,000 = 31,350,000 円
			その他	950 × 3,000 = 2,850,000 円
エリア⑤	1,150	1,150	面積	1,150 × 0.8 = 920 ㎡
			光熱水燃料	920 × 20,500 = 18,860,000 円
			委託費	1,150 × 33,000 = 37,950,000 円
			その他	1,150 × 3,000 = 3,450,000 円
エリア⑥	1,286	1,300	面積	1,300 × 0.8 = 1,040 ㎡
			光熱水燃料	1,040 × 20,500 = 21,320,000 円
			委託費	1,300 × 33,000 = 42,900,000 円
			その他	1,300 × 3,000 = 3,900,000 円
エリア⑦	943	950	面積	950 × 0.8 = 760 ㎡
			光熱水燃料	760 × 20,500 = 15,580,000 円
			委託費	950 × 33,000 = 31,350,000 円
			その他	950 × 3,000 = 2,850,000 円
エリア⑧	990	1,000	面積	1,000 × 0.8 = 800 ㎡
			光熱水燃料	800 × 20,500 = 16,400,000 円
			委託費	1,000 × 33,000 = 33,000,000 円
			その他	1,000 × 3,000 = 3,000,000 円
エリア⑨	1,090	1,100	面積	1,100 × 0.8 = 880 ㎡
			光熱水燃料	880 × 20,500 = 18,040,000 円
			委託費	1,100 × 33,000 = 36,300,000 円
			その他	1,100 × 3,000 = 3,300,000 円
エリア⑩	1,230	1,250	面積	1,250 × 0.8 = 1,000 ㎡
			光熱水燃料	1,000 × 20,500 = 20,500,000 円
			委託費	1,250 × 33,000 = 41,250,000 円
			その他	1,250 × 3,000 = 3,750,000 円
エリア⑪	1,084	1,100	面積	1,100 × 0.8 = 880 ㎡
			光熱水燃料	880 × 20,500 = 18,040,000 円
			委託費	1,100 × 33,000 = 36,300,000 円
			その他	1,100 × 3,000 = 3,300,000 円
エリア⑫	1,056	1,100	面積	1,100 × 0.8 = 880 ㎡
			光熱水燃料	880 × 20,500 = 18,040,000 円
			委託費	1,100 × 33,000 = 36,300,000 円
			その他	1,100 × 3,000 = 3,300,000 円
			面積合計	7,920 ㎡
			光熱水費、燃料費 合計	162,360,000 円
			委託費合計	326,700,000 円
			その他合計	29,700,000 円
			合計	518,760,000 円

親子方式(センター方式併用)

エリア	提供食数	調理能力	親子方式(センター方式併用)	
エリア④	1,477	1,500	面積	1,500 × 0.75 = 1,125 ㎡
			光熱水燃料	1,125 × 20,500 = 23,062,500 円
			委託費	1,500 × 33,000 = 49,500,000 円
			その他	1,500 × 3,000 = 4,500,000 円
エリア⑤	941	950	面積	950 × 0.8 = 760 ㎡
			光熱水燃料	760 × 20,500 = 15,580,000 円
			委託費	950 × 33,000 = 31,350,000 円
			その他	950 × 3,000 = 2,850,000 円
エリア⑥	1,283	1,300	面積	1,300 × 0.8 = 1,040 ㎡
			光熱水燃料	1,040 × 20,500 = 21,320,000 円
			委託費	1,300 × 33,000 = 42,900,000 円
			その他	1,300 × 3,000 = 3,900,000 円
エリア⑦	1,470	1,500	面積	1,500 × 0.75 = 1,125 ㎡
			光熱水燃料	1,125 × 20,500 = 23,062,500 円
			委託費	1,500 × 33,000 = 49,500,000 円
			その他	1,500 × 3,000 = 4,500,000 円
エリア⑧	2,465	2,500	面積	2,500 × 0.6 = 1,500 ㎡
			光熱水燃料	1,500 × 20,500 = 30,750,000 円
			委託費	2,500 × 29,000 = 72,500,000 円
			その他	2,500 × 2,000 = 5,000,000 円
エリア⑨	1,084	1,100	面積	1,100 × 0.8 = 880 ㎡
			光熱水燃料	880 × 20,500 = 18,040,000 円
			委託費	1,100 × 33,000 = 36,300,000 円
			その他	1,100 × 3,000 = 3,300,000 円
エリア⑩	1,056	1,100	面積	1,100 × 0.8 = 880 ㎡
			光熱水燃料	880 × 20,500 = 18,040,000 円
			委託費	1,100 × 33,000 = 36,300,000 円
			その他	1,100 × 3,000 = 3,300,000 円
			面積合計	7,310 ㎡
			光熱水費、燃料費 合計	149,855,000 円
			委託費合計	318,350,000 円
			その他合計	27,350,000 円
			合計	495,555,000 円

※その他の費用は、消耗品費、修繕料、手数料、原材料費を示す。

※随材料費、備品購入費、電算費用、口座振替費用、使用料及び賃借料、通信運搬費を除く。

### 4. 整備スケジュール

親子方式（センター方式併用）の整備スケジュールを以下のとおり示します。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度～平成37年度	平成38年度
既存玉造給食センター（分所）							分所解体
既存玉造給食センター（本所）							本所解体
エリア① 公津の杜中		公津の杜中新設					
エリア② 本城小			本城小新設				
エリア③ 公津の杜小					公津の杜小新設		
エリア④ 美郷台小						美郷台小新設	
エリア⑤ 向台小						向台小新設	
エリア⑥ 平成小						平成小新設	
エリア⑦ 神宮寺小						神宮寺小新設	
エリア⑧ 玉造給食センター							センター新設
エリア⑨ 下総みどり学園							下総みどり学園新設
エリア⑩ 新設小							新設小新設

凡例  
 : 建設期間を示す。  
 : 供用開始を示す。

※整備順序は児童生徒数の増減や財政状況、48条用途の許可の取得状況により前後する場合があります。

## 5. パブリックコメントの実施結果

平成 27 年 1 月 15 日から 1 月 30 日まで学校給食施設整備実施計画変更計画（案）についてのパブリックコメントを実施しました。

結果を以下に示します。

No	提出された意見の趣旨	意見に対する市の考え方
1	<p>親子方式の見直しは良いと思うが、具体的な稼働予定日を明記してほしい。</p> <p>また、食物アレルギー除去食に対応できる公津の杜中学校学校給食共同調理場は稼働になったが、提供している除去食は少ないと聞いた。他の学校に通っている食物アレルギーがある児童にも同じような環境を提供できるように、エリアを超えた臨機応変な対応を検討してほしい。</p>	<p>給食施設の整備に関する具体的な稼働予定日につきましては、工事の進捗状況に応じて変わってくるもありますが、現在のところ、一つの施設を概ね 2 か年で整備していく予定です。</p> <p>給食センターとしましては、公津の杜小学校の共同調理場においてアレルギー除去食の調理を始め、ある程度の供給体制が整った段階で、周辺の学校へもアレルギー除去食の供給を始めることを検討してまいります。なお、供給する除去食は、共同調理場と同一メニューとなりますので、希望者のみに提供するようになります。</p>
2	<p>成田市学校給食食物アレルギー対応マニュアルについては、平成 26 年度第 1 回成田市学校給食センター運営委員会の議事録によるとホームページでの公開を検討するとなっていたが、いまだに公開されていない。いつごろ公開するのか。特に、入学時における学校側の対応が分からず保護者は大変不安になります。</p>	<p>現在、マニュアルの概要版を整えておりますので、準備ができ次第速やかに公開するよういたします。</p>

## 6. 課題の整理

### (1) 合意形成について

給食施設を整備する学校については、学校職員駐車場、サブグラウンドの移設、安全確保等、学校や関係各部署との協議・合意形成を進めていく必要があります。

### (2) 法規面について

給食施設の建築基準法上の用途は「工場」となるため、住宅系用途地域への整備は千葉県への許可申請を行うことが前提となります。その他の建築基準法の規定については、整備をする場所での条件ごとに個別に協議を行っていく必要があります。